

様式第4号（別記関係）

会 議 記 録

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
佐藤課長	<p>1 開会</p> <p>令和4年度第1回北本市情報公開・個人情報保護運営審議会を開会します。市長より挨拶を頂きたいと存じます。お願いします。</p>
市長	<p>2 市長挨拶</p> <p>略</p>
各委員	<p>3 委員紹介等</p> <p>略</p>
佐藤課長	<p>4 会長及び副会長の選出</p> <p>この審議会は、委員が改選されてから初めて開催されるので、会長及び副会長が不在の状況となっています。したがって、会長及び副会長が選任されるまでの間、市長を仮議長として議事進行をします。</p>
仮 議 長 (市長)	<p>この審議会の会長及び副会長は、北本市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第4条第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選により選出することとなっています。立候補又は推薦したい方がいましたら、発言を求めます。</p> <p>(会長には小松委員、副会長には高橋委員の立候補がある)</p>

<p>仮議長 (市長)</p>	<p>それぞれ会長、副会長に立候補がありました。他に立候補や意見・異議がある方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
<p>－ 異議なし －</p>	
<p>仮議長 (市長)</p>	<p>異議なしとのことなので、委員の皆様のご了承のもと、会長は小松委員、副会長は高橋委員が選出されました。以上を持ちまして、私の仮議長の任を解かせていただきます。</p>
<p>小松会長 及び高橋 副会長</p>	<p>5 会長及び副会長の挨拶 略</p>
<p>仮議長 (市長)</p>	<p>6 諮問 北本市個人情報保護条例第34条第2項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う北本市個人情報保護条例の廃止について、貴審議会の意見を求めます。</p>
<p>－ 諮問書の提出 －</p>	
<p>－ 市長退室 －</p>	
<p>佐藤課長</p>	<p>7 議事 議事進行については、北本市情報公開個人情報保護運営審議会規則第5条第1項の規定により会長が行うものとされています。それでは会長お願いします。</p>
<p>小松会長</p>	<p>それでは、議事に移ります。議事の個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う北本市個人情報保護条例の廃止について、説明者から説明をお願いします。</p>

広利主任

今回諮問させていただきます内容としましては、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、北本市個人情報保護条例を廃止するものとなります。

個人情報保護制度については、民間が対象となるルール、国の行政機関等が対象となるルール、地方公共団体が対象となるルールに分かれていたところ、令和3年5月に公布されたデジタル社会形成整備法の制定により、国がその運用等を示す共通の個人情報保護制度が設けられることとなります。

北本市の個人情報保護制度については、条例を定め、独自のルールで運用していたところですが、令和5年4月1日からは改正後の個人情報保護法が適用されることとなります。

つきましては、改正後の個人情報保護法が直接適用されることとなることから、同法の趣旨に鑑み、現在の北本市が独自で定めている「北本市個人情報保護条例」を廃止とする必要があります。

北本市個人情報保護条例第34条第2項は、個人情報保護制度に関する事務の改善等を行うときであって、重要と認めるものについては審議会の意見を聴かなければならないと規定しています。

本件条例を廃止することは、重要な事項であり、同項の規定に該当するものと考えられることから、審議会に諮り、その意見を聴くものです。

なお、諮問内容と直接の関係がないことで恐れ入りますが、北本市の今後の個人情報保護の運用について少しばかり説明させていただきます。改正後の個人情報保護法の直接の適用を受けますが、旧条例で規定している収集の制限、利用及び提供の制限、開示請求、訂正請求並びに利用停止請求などの手続きのほか、責務や罰則などについて大きな変更点はありません。

今後は、法の規定に基づき個人情報の保護を適正に行っていくほか、その運用については国が示すガイドライン、事務対応ガイド等に基づき行うこととなり、全体の所管が北本市から国の個人情報保護委員会による所管となります。説明は以上です。

小松会長

担当課からの説明が終わりました。委員の皆様から質問等があればお願いします。

高橋副会長

条例を廃止するとなると、この審議会の法的な位置付けはどのようになるのでしょうか。

広利主任

条例の廃止とともに北本市情報公開・個人情報保護運営審議会は廃止となります。個人情報にかかる今後の管理運営については、先ほど申し上げた国の委員会が行うことになっております。

高橋副会長

北本市情報公開・個人情報保護運営審議会は廃止ということですが、情報公開条例第23条にもこの審議会についてありますが、こちらの方も変更するというのでしょうか。

広利主任

情報公開条例第23条に関しても、この法律の施行後、令和5年4月1日に向けて条例改正を検討しております。

高橋副会長

そうすると私達の任期は来年の3月までということですね。

広利主任

はい。

小松会長

他にご意見、ご質問はございますか。

樋口（恭）  
委員

会社の契約とこういうのと、情報公開の範囲は多分大きく分けると2つあると思うのですが、今後はこういう会議が廃止されると、情報の集積というのはどこがやることになるのでしょうか。

広利主任

個人情報の収集について、収集は各課がそれぞれ業務で行っているかと思えます。それは引き続き各課の方で行います。その収集したものの取りまとめや例えば公表などについては引き続き我々法規担当がさせていただきます。契約については、現在、そしてこれからも北本市におきましては財政課契約担当が運用していくこととなります。

小松会長

他にご意見、ご質問はございますか。

高橋副会長

今回の個人情報保護法については、既存の条例と比べますと、きちんと地方自治体が個人情報の適切な情報だとか、情報取得だとか、開示だとかそういうことに関して、政策を立てて、そして責任をもって実施するというふうなことが新たに加わった。今までの条例の中ではそういうことはなかった。そして、情報公開条例では、この審議会をもって政策を立案した場合には、この審議会の意見を聞くというふうになっておりますけれども、先ほどの説明ですと、情報公開条例の方も修正してしまうということになりますと、個人情報保護法第5条で施策を地方自治体が出すとなっておりますが、それに関して意見をやる場、組織を作る予定はないのですか。大変重要なことだと思います。

木野主任

法律の第5条に何が規定されているかを改めて申し上げますと、地方公共団体は、新しい個人情報法の趣旨に則り、国の政策との整合性を図りつつ、また地方公共団体それぞれの地域特性に応じて必要な政策を策定して実施する責務があると書かれております。個人情報の法律のなかでこういった審議会を設けるということは規定されておらず、市で、必要な施策を立案し、市の内部で実施していくものとなっております。必要となりましたら先ほどご紹介させていただいた国の委員会の助言等をいただきながら進めてまいります。情報公開ですけれども、国の一元化の対象とはされておられませんので、こちらについては引き続き市の方で実施していくこととなります。

高橋副会長

そうすると、情報公開の方は市でこれから政策を行っていく、個人情報を行わないと。情報公開条例については、このまま第23条第2項は、情報公開の部分だけは審議会が関わると、個人情報に関しては、審議会はもう関わらないと、そのように理解してよろしいでしょうか。

木野主任

はい。情報公開の方については法律上、特段ルールがございません。情報公開部分については、委員のご意見をいただきながら、今後のあり方について検討していきます。

高橋副会長

確認ですけれども、情報公開・個人情報保護運営審議会は、私達に来年3月までだとおっしゃいましたけれども、情報公開の部分は残るということですか。

佐藤課長

現在諮問させていただいている北本市情報公開・個人情報保護運営審議会については、広利の方から申し上げましたように、国の方で委員会ができるので、一元的に個人情報についてはそちらの方でルールを作り日本全国一律で運用していくということになりますので、個人情報保護の部分は当然そちらに移行します。ただ、先ほど申しましたように情報公開の部分については、まだ市の単独運用ということになりますのでこれについては、また改めて検討する必要がありますが、少なくとも「情報公開・個人情報保護運営審議会」というものはなくさせていただき、情報公開に関する審議会若しくは委員会といったものを改めて作るかどうか検討が必要となります。

高橋副会長

そうすると、この審議会は3月で終わりで、情報公開審議会というものを作ると。

佐藤課長

審議会なのか運営委員会になるかまだわかりませんが、何らかの対応について検討していきたいと思います。

高橋副会長

はい。整理できました。ありがとうございました。それでもう一つですね、新しい個人情報保護法の中の第108条の中に、「条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」と。今お話を聞いていますと、ガイドラインができる、国の方の保護委員会がやってくれる、だからそれを見てっていうふうな、「待ってる」って感じがするのですけれども、今までの個人情報保護条例の中での課題とかを、条例として必要な規定を定めるようなことはないのでしょうか。

広利主任

第108条で規定されているのは、開示だとか訂正ですとかの請求などの手続きに関しての規定と考えております。この手続きに関しては、条例に規定をすることを考えております。具体的には、今北本市は、請求者の名前、住所だけではなくて、速やかに連絡がとれるように電話番号や連絡先、代理の区分だとか、そういったものも請求書に書いていただくように運用しております。そういったところは引き続き残していただいた方が、速やかに開示請求の対応ができるかと思っておりますので、電話番号とかを記載させるようにしたいと考えておまして、そういったところの必要な規定を定めたいと考えております。それから開示期間についてですが、法律のとおり行ってしまいますと、30日以内に開示決定を出せばよいとなっております。しかし、現在の北本市の条例では、1週間で開示決定を出すものとなっております。

このまま法律によりますと北本市は30日以内で開示決定を出すことになるのですけれども、そうではなくて、今まで1週間でできていますので、1週間に短縮するような規定を定めたいと考えております。

小松会長

よろしいですか。

高橋副会長

はい。

小松会長

他にご質問・ご意見等ありますか。

だいたい今のご質問などの流れを見ますと、国としての個人情報保護法や国としてのルールを基本的に運用していくことになるが、その中でも北本市として独

自分で定めているものについては、それはまた別途、条例を整備して対応していく。それから、情報公開については、この会議は個人情報と情報公開の両方のことを考える審議会ですけれども、個人情報部分は廃止し、情報公開については、別途、組織を作るなり、対応を検討するというところで、事務局の方から、説明がありました。このような認識でよろしいでしょうか。続きまして、個人情報保護の方なのですけれども、こちらについては国のルールを踏まえて適正に対応していくということですが、条例を廃止することについて、他に意見はいかがでしょうか。

樋口（恭）  
委員

北本市の方が厳しくやっていることに関しては残すという前提でよろしいか。

小松会長

そうですね、そのように市の方で対応していただきたい。

高橋副会  
長

廃止については私も同様に考えます。個人情報保護法の方が厳しい状況にあった保護に関しても、それから開示請求に関しても、第三者への提供に関しても、それぞれができる規定から義務規定に変わっているということから、厳しい状況にあるので、ぜひそれをきちんと実施して欲しいと思います。ですけれども、この新しい保護法の中では、事業者とか住民への支援ですとか、職員の適正な取り扱いとか、このようなことが謳われておりますので、ぜひ、この辺をきちんと市民に見えるような形でやっていただきたいと思います。それはやはり施策で、何らかの形で市民に出して欲しいと思います。

というのも、私の支援の中での経験ですけれども、個人情報申請がなく、他者に渡されてしまい、それでそこに書いてあった名前の方が被害を受けたという意見もありますし、そのような事例も実際にありました。このようなことを市長に直接申し上げましたら、音沙汰なしという状況があって、被害を受けた人が嫌な思いをしたとか、怖い思いをしたこともありますので、ぜひ、その施策の方も、厳しくなった個人情報保護法に基づき、私たち市民の方に利益になるような、開示請求権の保障、個人情報の保護の遵守ということを実施できるようにしていただきたいし、その施策を出していただきたいということと、それから、個人情報保護の請求にしても、一般の市民には申請もしにくいし、特にこれから高齢化してきてしまいますと、窓口まで行くのは大変なので、このような一番弱い人たちのことも考えた施策を作れるようにしていただきたいと思っております。意見です。

佐藤課長

諮問という形で、市長から会長の方に出ておりましたので、会長から答申がなされるものと思いますので、ご意見につきましてはその中に含まれるということによろしいでしょうか。

高橋副会長

ぜひ、附帯意見をお願いします。

小松会長

他に意見はございますか。それではもう1度確認しますが、承認してよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

小松会長

特に異議はないようですので、審議は終了いたします。

本日の意見を基に審議会として答申を出すこととなりますけども、答申及び記録の作成については、私と事務局の方で整理をさせていただき、出来上がりましたら事務局から委員の皆様に対して、郵送させていただきますということよろしいでしょうか。

高橋副会長

途中過程で意見が言えるような、途中過程で皆さんに意見を求めて、修正しながら作業を進めていただきたい。

佐藤課長

一旦整理をさせていただきまして、案文を委員の皆様にお送りします。ご意見をいただいた上で中間まとめを出すということ、段階を踏んだ上で答申を確定させるということよろしいでしょうか。

高橋副会長

はい。案文作成のときには副会長も参加をさせていただきます。案文の前に議事録を送付していただきたいのですが。

佐藤課長

答申案と同時か、答申案より早く送付することになると思います。

高橋副会長

附属機関は、合議制で、できるだけ皆さんの意見を聴くというのが趣旨なので、議事録も皆さんに渡していただいて、読んでいただき、そして意見とか修正があれば、反映するということが大切だと思いますので

で、よろしく申し上げます。また、議事録は各委員に配布するという事によろしいでしょうか。

佐藤課長

議事録についても各委員に事前に配布させていただきます。

小松会長

答申の最終的な確定版を作るにあたっては、その間にも委員の皆さんに現状を確認していただきながら、作り上げていくということで進めたいと思います。他にご意見等ありますでしょうか。

－ 異議なし －

8 その他

－ 事務局から事務連絡 －

9 閉会

略